

平成17年5月30日

法務省民事局民事第一課

補佐官 泉 本 良 二

諸外国の国籍取得制度について（報告）

出生後に認知等により親子関係が形成された子の国籍取得に関する諸外国の立法例について調査したところ、下記のとおりである。

なお、下記に示す立法例は、平成10年から平成13年に調査、収集した資料に基づいて判明したものであり、現に有効であるかという点及びその他の国については、別途調査の上、追って報告する予定である。

記

父子関係の成立のみによっては国籍取得を認めない法制を採る国の概要

- (1) オランダ国籍法（1982年12月19日官報第655号（1993年2月25日改正））

同法6条1項において「次の者は、国籍取得の宣言をすることにより、オランダ国籍を取得する。(a)省略、(b)省略、(c)未成年の間に、オランダ国民によって認知された外国人又は準正によってオランダ国民の子となった外国人で、認知又は準正の後、成年に達するまでに、そのオランダ国民によって継続して3年以上養育されたもの」と規定されている。

したがって、オランダ人から認知された未成年の子は、認知のみによってはオランダ国籍を取得せず、成年に達するまでに、認知したオランダ国民により継続して3年以上養育された上で、国籍取得の宣言をすることによってオランダ国籍を取得するものと解される。

なお、改正前の同法は、第4条において「オランダ国民により認知された未成年の外国人は、オランダ国民となる。」と規定されていたところ、1993年改正により同条は削除され、上記のとおり、3年以上の養育、

国籍取得の宣言を要件とする旨改正されたものである。

(2) スウェーデン国籍法（2001年7月1日施行）

同法4条において「スウェーデン国籍である男性が外国籍である女性と婚姻した場合は、婚姻前にその女性から出生していた子で、1条の規定によりスウェーデン国籍を持たない独身で18歳未満のものはスウェーデン国籍を取得する。」と規定されている。

したがって、同法1条において①母がスウェーデン国籍である場合、②父がスウェーデン国籍で子がスウェーデンで出生した場合、③父がスウェーデン国籍で子の母と婚姻している場合等に子は出生によりスウェーデン国籍を取得すると規定し、原則として父母両系血統主義を採用していることから、スウェーデン人父・外国人母が婚姻する前に子が出生した場合、18歳未満で独身の子は、父母が婚姻することによって、スウェーデン国籍を取得するものと解される。

(3) デンマーク市民権法（1991年6月17日法律第457号）

同法2条において「デンマーク人男と外国人女が婚姻する場合には、その婚姻前に生まれた子は、もしもそのものが未だ婚姻せず、かつ、年齢が18歳未満であるときは、父母の婚姻によりデンマーク国籍を取得する。」と規定されている。

したがって、デンマーク人父・外国人母が婚姻する前に子が出生した場合、18歳未満で未婚の子は、父母が婚姻することによって、デンマーク国籍を取得するものと解される。

(4) ノルウェー国籍法（1950年12月8日法律第3号、1979年改正）

同法2条において「ノルウェー国民を父とし外国人を母とする嫡出でない子で、18歳未満であり、かつ、未婚である者は、父母が婚姻した時にノルウェー国籍を取得する。」と規定されている。

したがって、ノルウェー人父・外国人母が婚姻する前に子が出生した場合、18歳未満で未婚の子は、父母が婚姻することによって、ノルウェー

国籍を取得するものと解される。

(5) スイス国籍法（1992年1月1日施行）

同法1条2項において「外国籍を有する未成年の子は、父がスイス国民でありその子の出生後に母と婚姻したときは、スイス国籍を取得し、その取得は、出生とともに行われたものとみなす。」と規定されている。

したがって、スイス人父・外国人母が婚姻する前に子が出生した場合、未成年の子は、父母が婚姻することによって、スイス国籍を取得するものと解される。

(6) アメリカ合衆国移民及び国籍法（1952年6月27日法律，1986年10月18日改正）

同法309条a号において「本編第301条(c)号，(d)号，(e)号及び(g)号並びに第308条第(2)号の規定は、婚姻外で出生した子につき、その父が当該子の出生の時に合衆国の国籍を有しており、父子間の血縁関係が明確な、証明力ある証拠により確定し、及び父が死亡している場合を除き、書面をもって、当該子に対し、当該子が18歳に達するまで金銭的な援助を行うことに合意し、並びに、当該子が18歳に達するまでに次のいずれかの事由が生じた場合には、かかる子の出生の時に遡って適用する。(1)子が、その居住地若しくは住所地の法律により、嫡出子たる身分を取得したこと。(2)父が、宣誓の下に作成した書面により、父子関係を認知したこと。(3)父子関係が管轄権を有する裁判所の裁定により確定したこと。」と規定されている。

なお、上記規定において引用される第301条(c)号，(d)号，(e)号及び(g)号並びに第308条第(2)号の規定は、アメリカ合衆国領土外で出生した子について、一定の要件のもとに補充的に血統主義を採用し、アメリカ合衆国国籍を付与する規定である。

したがって、婚姻外で出生した子につき、アメリカ合衆国民父との親子関係が形成され、子が18歳になるまで金銭的援助を行うことに書面で合

意することによって，アメリカ合衆国国籍を取得するものと解される。

以 上